

# 告示

## 埼玉県告示第四百五十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県加須市平永字新栄千三十番二	田	七一〇・〇〇
埼玉県加須市中種足字三番三百九十二番	田	一、八四五・〇〇
埼玉県加須市中種足三千九百五番	田	八六七・〇〇
埼玉県加須市新川通字下分八百六十八番一	田	九六四・〇〇
埼玉県加須市新川通字下分九百十八番一	田	九九〇・〇〇
埼玉県加須市新川通字下分九百三十二番一	田	一、〇九二・〇〇
埼玉県加須市新川通字長沼九百七十九番一	田	四八七・〇〇
埼玉県加須市外記新田字横川七十二番一	畑	三八四・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県加須市平永字新栄千三十番二	田	令和八年十一月一日	十年	〇円

<p>一 九百七十九番 新川通字長沼 埼玉県加須市</p>	<p>一 九百三十二番 新川通字下分 埼玉県加須市</p>	<p>九百十八番一 新川通字下分 埼玉県加須市</p>	<p>一 八百六十八番 新川通字下分 埼玉県加須市</p>	<p>百五番 中種足三千九 埼玉県加須市</p>	<p>三百九十二番 中種足字三番 埼玉県加須市</p>
田	田	田	田	田	田
<p>令和八年 十月一日</p>	<p>令和八年 十月一日</p>	<p>令和八年 十月一日</p>	<p>令和八年 十月一日</p>	<p>令和九年 一月一日</p>	<p>令和八年 十月一日</p>
十年	十年	十年	十年	十年	十年
〇円	〇円	〇円	〇円	四万七千三百七十円	十一万三千五百二十円

埼玉県加須市 外記新田字横 川七十二番一	畑	令和八年 十月一日	十年	〇円
----------------------------	---	--------------	----	----

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 坂 行正  
埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和八年一月二十一日及び令和八年二月十九日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までにさいたま地方法務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。